

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ
～ 住居確保給付金（家賃補助）のご案内 ～

港区生活・就労支援センター

〒106-8515 港区六本木5-16-45
麻布地区総合支所2階
電話 03-5114-8826
FAX 03-3505-3501

令和8年2月20日改訂版

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職又は、やむを得ない休業等（個人の責めに帰すべき理由、都合によらない就業機会等の減少）により経済的に困窮している状態であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、港区生活・就労支援センターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(1) 支給額：下記の上限額を限度として、収入に応じて調整された額を支給

※1 上限額

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人～ 6人世帯	7人以上 世帯
上限額	69,800 円	75,000 円	81,000 円	86,000 円	91,000 円	97,000 円

(2) 支給期間：3か月間（一定の要件により3か月間の延長及び再延長が可能）

(3) 支給方法：大家等へ代理納付

(4) 支給要件、支給額等は次の基準額に基づき計算します。

世帯人数	基準額
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 離職又は、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

①申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事業により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは4年とする。

②就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職等と同等程度の状況にあること。

(3) ①離職の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

②やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

(4) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（「収入基準額」）以下であること。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし、交通費支給額は除く。）とする。

※定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りを含む。

※自営・フリーランスの場合、事業収入（経費を差し引いた控除の額）とする。

世帯人数	A 基準額	B 家賃額 (上限額)	C 収入基準額 (A基準額+B家賃額) ※家賃額は、左の額を 上限とする
1人	84,000円	69,800円	153,800円
2人	130,000円	75,000円	205,000円
3人	172,000円	81,000円	253,000円
4人	214,000円	86,000円	300,000円
5人	255,000円	91,000円	346,000円
6人	297,000円	91,000円	388,000円
7人～	334,000円～	97,000円	431,000円～

(5) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金、現金、債権、株式、投資信託の合計額が次の表の金額（ただし、100万円を超えない額とする。）以下であること。

※負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

世帯人数	(基準額)		資産基準額
1人	84,000円	×6	504,000円
2人	130,000円	×6	780,000円
3人	172,000円	×6	1,000,000円
4人	214,000円	×6	1,000,000円

(6) 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

ただし、前記(2)②に該当する者のうち、自営業者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める場合は、申請日の属する月から起算して3か月間(受給期間を延長する場合であって、都道府県等が認めるときには最長6か月間)に限り、経営改善のための活動を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。

(※詳細は、6ページ「住居確保給付金受給中の義務」を参照)

- (7) 地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

- ・月の世帯の収入合計額が基準額以下の方の住居確保給付金支給額は、家賃額となります。ただし、支給上限額（※1を参照）を超えない額とします。
- ・月の世帯の収入合計額が基準額を超え、「収入基準額」未満の方は、以下の計算式により算出された額となります。ただし、支給上限額（※1を参照）を超えない額とします。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額} + \text{実家賃額} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1-1号様式）
- ② 住居確保給付金申請時確認書（第1-1A号様式）
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険資格確認書、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
※顔写真のない証明書の場合は、2点以上の書類が必要になります。
- ④ 離職・休業等関係書類
【離職の場合】離職後2年以内であることが確認できる書類（いずれか1点以上）
雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、退職所得の源泉徴収票、健康保険任意継続被保険者証、退職証明書等
※離職後に疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動が出来なかった場合は、その事実を証明できる書類
【やむを得ない休業等の場合】離職等と同じ程度の状況にあることを確認できる書類
例）休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書等
- ⑤ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類
例）給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「支給通知書」

⑥ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関全ての通帳等、債券・株式・投資信託等の金額が確認できる書類等

- ・複数世帯の方は全員の分をご持参ください。
- ・通帳は、申請日の直近で記帳してください。通帳繰り越しにより記帳ページが3か月に満たない場合は、繰り越し前の通帳もご持参ください。
- ・休眠口座・ネットバンクを含む全ての口座が対象です。ネットバンクの場合は、明細書等を印刷してご持参ください。

⑦ 求職申込関係書類

【離職・廃業された方】

- ・ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」等

⑧ 入居（予定）住宅関係書類

- ・入居住宅に関する状況通知書（第2－3号様式）
- ・現在の住宅の「賃貸借契約書」
- ・家賃の支払い状況を確認できる書類
- ・光熱水費等の支払いを確認できる書類

住居確保給付金の申請から決定まで

【住居を喪失するおそれのある方】

◆ 住居確保給付金の面接・相談

- ・港区生活・就労支援センターにて住居確保給付金の支給要件等の説明を受けます。
- ・離職・廃業による申請か、休業等による申請か確認を受けます。
- ・休業等による申請のうち、自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営相談にする場合、経営相談先に「事前相談」を受けてください。

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を港区生活・就労支援センターに提出します。
申請書類を提出されますと、次の用紙をお渡しします。

① 住居確保給付金支給申請書の写し（不動産業者等提示用）

② 入居住宅に関する状況通知書（不動産業者等提示用）

※申請書を提出されても、必ず支給決定になるものではありません。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ **住居確保給付金の確認書類の提出**

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」を港区生活・就労支援センターに提出してください。

◆ **住居確保給付金の審査・決定**

- ・申請に必要な書類が全て提出されてから審査を行います。
- ・**審査の結果、受給資格ありと認められた場合**には、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・**審査の結果、受給資格なしと判断された場合**には、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ **貸付の相談**

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、港区社会福祉協議会の貸付を活用することができる場合があります。
貸付の詳細は、港区社会福祉協議会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

港区社会福祉協議会 生活支援係

〒106-8515

港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

電話：03-6230-0282

FAX：03-6230-0285

(土日祝除く 8:30~17:15)

住居確保給付金受給中の義務

以下の受給中の義務を怠った場合、給付を中止することがあります。

【離職・廃業された方】【休業等のうち就労を目指す方】

【休業等の自営業者のうち経営改善を行う方※再延長の場合】

(1)	・月4回以上、港区生活・就労支援センターに面接・電話等による支援を受ける必要があります。(月に2回は面談を受ける必要があります)
(2)	・毎月2回以上、「職業相談確認票」をご持参のうえ、 <u>公共職業安定所</u> (以下、「ハローワーク」という。)の職業相談、紹介を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
(3)	・週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。 ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。「常用就職活動状況報告書」に記載してください。

【休業等の自営業者のうち経営改善を行う方】※最長6か月まで

(1)	・月4回以上、港区生活・就労支援センターに面接・電話等による支援を受ける必要があります。
(2)	・原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。
(3)	・経営相談先の助言等の下、経営改善に向けた活動計画を作成し、月1回以上、計画に基づく取り組み行ってください。 活動状況は「自立に向けた活動状況報告書」に記載して提出してください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職した場合は、「常用就職届」を港区生活・就労支援センターへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を港区生活・就労支援センターに毎月提出してください。

「常用就職」とは、雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもので、正社員及び非正規社員を問わず、同一事業所等で長期間勤務を継続する就業形態を指し、アルバイト、パート等も含まれます。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば3か月間を2回まで延長することが可能です。
※延長・再延長には、求職活動等を誠実かつ熱心に行っており、その他支給の要件に該当している必要があります。
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長・再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入及び預貯金分かる書類を準備し、港区生活・就労支援センターへ申請してください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、港区生活・就労支援センターの指導により同一自治体内での転居が適当な場合
- ◆ 港区生活・就労支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をご持参のうえ、港区生活・就労支援センターへお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 求職活動を行わない場合、又は求職活動等の状況報告を毎月1回港区生活・就労支援センターに報告すること等、求職要件を怠る場合には支給を中止します。
- ◆ 受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が「収入基準額」を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 住宅を退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合、又は港区生活・就労支援センターの指導により港区内での転居が適当である場合を除く。）については、支給を中止します。
- ◆ 転居する場合は、必ず事前に港区生活・就労支援センターに連絡してください。支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金を中断できる場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給期間中に、疾病又は負傷により求職活動又は自立に向けた活動を行うことができない場合、申請により支給を中断することができます。
- ◆ 中断期間中は、原則として毎月1回、港区生活・就労支援センターに面談・電話等により体調や生活状況の報告をしてください。また、求職活動を再開する意思について確認をします。
- ◆ 心身の回復により求職活動、又は自立に向けた活動を再開できる場合には、申請により支給を再開することができます。ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間を含めて最長9か月です。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過し、次の①又は②のいずれかに該当する場合、再支給を受けることができます。
 - ①常用就職後に本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで解雇、廃業となった場合
住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、住居確保給付金の支給終了後に会社の都合で解雇された場合、又は住居確保給付金を受け、業務上の収入を得る機会が増加したあとに、本人の責めに帰すべき理由や個人の都合によらないで廃業となった場合。
 - ②給与又は業務上の収入が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合
住居確保給付金を受け、給与または業務上の収入を得る機会が増加したあとに、個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

※再支給の申請時においても、従前の申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【お問い合わせ先】

港区生活・就労支援センター

〒106-8515

港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

電話 03-5114-8826

FAX 03-3505-3501

(土日祝除く 8:30~17:15)